

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成9年1月から12年10月までは17万円、同年11月から13年4月までは18万円、同年5月から同年11月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から13年12月21日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、A事業所に係る申立期間の標準報酬月額は、源泉徴収票や給与明細書などの厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に比べて低額であると思われるので、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成9年から12年までの給与所得の源泉徴収票、10年1月から同年12月までとしている給与明細書及び11年1月から13年11月までの給与明細書を記録したとしている資料において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、9年1月から12年10月までは17万円、同年11月から13年4月までは18万円、同

年5月から同年11月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上述の源泉徴収票、給与明細書及び給与明細書を記録したとしている資料において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該源泉徴収票、給与明細書及び給与明細書を記録したとしている資料において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和21年5月5日、資格喪失日は23年4月21日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年5月から同年11月までは90円、同年12月から22年3月までは240円、同年4月は480円、同年5月から23年3月までは600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月5日から23年4月21日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の氏名と同姓同名であり、申立人の生年月日のうち月日が申立人とは異なった未統合記録が発見され、当該記録では、被保険者資格の取得日が昭和21年5月5日で、喪失日が23年4月21日と記載されていることが確認できる。

また、A事業所の担当者は、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の氏名と同姓同名の記録は、生年月日の月日が申立人の生年月日の月日とは異なるというものの、申立人が記憶している先輩や同僚は間違いが無く、同時期に申立人と同姓同名の者がいたとは考え難く、申立人の記録である可能性が高いと思われる。」と回答している。

さらに、OB会会長の元従業員は、「申立人が詳細に記憶している多数の当時の社員の氏名、職責に間違いはなく、申立人はA事業所に勤務していたと思われる。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、申立人が主張する昭和 21 年 5 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23 年 4 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳により、昭和 21 年 5 月から同年 11 月までは 90 円、同年 12 月から 22 年 3 月までは 240 円、同年 4 月は 480 円、同年 5 月から 23 年 3 月までは 600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）C工場における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和39年5月21日）及び資格取得日（昭和39年9月5日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所D支社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月21日から同年9月5日まで
(A事業所C工場)
② 昭和41年10月20日から同年11月9日まで
(A事業所D支社)

年金事務所に年金記録の確認を行ったところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。入社以来、継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A事業所C工場において昭和39年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失後、同年9月5日に同事業所C工場において

再度、資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、B事業所の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間①において、A事業所C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所は、「申立人の年金記録漏れは、他工場へ実習に行った際に当社が手続ミスをしたためと考えられるが、申立人からは、申立期間①の保険料を控除していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所C工場における昭和39年4月及び同年9月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B事業所の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し（昭和41年10月20日にA事業所C工場から同事業所D支社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所D支社における昭和41年11月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年3月まで

私は、申立期間当時、学生であり、母親が国民年金加入手続及び保険料の納付を行ってくれた。母親は、納付方法、納付場所及び納付金額などははっきりとした記憶は無いとしているが、「行政からの通知等はその都度対応していた。」と話しており、私の兄弟の加入手続及び保険料納付等も母親が行っていたので、私についても同様に行っていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親も、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等についてははっきりとした記憶が無いとしており、当時の状況は不明であることから、申立期間当時、申立人の保険料が納付されていたことを推認することは困難である。

また、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたと考えられるところ、申立人に対して同記号番号が払い出されたことはいかかえな^い上、申立人が申立期間当時居住した町の電算記録でも申立期間は未加入とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 54 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 54 年 4 月まで

私は、申立期間当時、大学生であったが、父が国民年金の任意加入手続を行ってくれた上、父名義の預金口座から、定額保険料と付加保険料を併せて納付したと父から聞いており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 8 月に、申立人の父が申立人の国民年金加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が、54 年 5 月に国民年金に任意加入したことに伴い、同年 6 月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、このころ初めて国民年金の加入手続を行ったものとみられる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和 54 年 3 月までは学生で、同年 4 月には婚姻しており、申立人の元夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の申立期間における国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる期間について、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このことから、申立人は同年 5 月の加入手続により同年同月付けで被保険者資格を取得したものとみられ、申立期間は国民年金の未加入期間であったこととなるため、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付には直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父は当時の記憶が曖昧であることから、申立期間当時、加入手続及び保険料の納付を行っていた

ことをうかがい知ることも困難である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1300

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月まで

私は 20 歳到達当時学生であったが、母親が私の将来のことを考えて国民年金に加入してくれた。私の姉も 20 歳から国民年金に加入しており、私の保険料と一緒に父親の銀行口座からの引落としにより納付していたとのことだが、姉の保険料が申立期間も含めすべて納付済みとなっているのに対し、私だけ 20 歳到達時以降、未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達当時学生であったが、その母親が国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は父親の銀行口座からの引落としにより納付してくれていたと述べているところ、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたこととなるが、申立人が居住する町を管轄する社会保険事務所（当時）から同町に対して、申立人が 20 歳となった昭和 61 年度中に払い出された同記号番号をすべて縦覧調査した結果、申立人に対して同記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このため、申立人は、国民年金に未加入であったため、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、町の電算記録でも申立人は国民年金に未加入とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立人の父親は、申立人の申立期間に係る記録が亡失したのは、申立人が就職時に会社に提出した年金手帳を同社が紛失したことによるものと主張しているが、会社が手帳を紛失したがために、国（厚生労働省）及び町役場の双方から年金記録が亡失することは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1301

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 4 月まで

私は、学校を卒業した後の平成 3 年 4 月ごろに、「国民年金保険料を納めなさい」という催告状を受け取ったことを契機に、未納となっていた国民年金保険料を一括して遡及納付したと記憶しており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 3 年 3 月又は同年 4 月に国民年金加入手続を行い、同時期に申立期間の国民年金保険料を一括して遡及納付したと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の同記号番号は同年 4 月に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の主張どおり、このころ初めて国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 63 年 1 月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したことがうかがえる。また、オンライン記録によれば、申立人は上記加入手続後間もない平成 3 年 4 月 26 日に、平成 2 年度の 1 年分の保険料を一括で現年度納付しており、申立人の記憶に近い納付が行われたことも確認できる。しかしながら、申立人が上記加入手続及び同年度分の保険料の納付を行ったとみられる平成 3 年 4 月の時点では、申立期間の大半（平成元年 2 月以前）は既に時効のため、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立人が保険料を遡及納付したとする時期に比較的近い平成 3 年 6 月 20 日にも元年 5 月から 2 年 3 月までの保険料を過年度納付したことが確認できるが、3 年 6 月時点では、申立期間のすべての保険料が既に時効のため納付することができなかつたと考

えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を辞める時に国民年金の加入手続が必要だと言われた。結婚等の準備で忙しかったが、退職金もあり、納付書に現金を添えてまとめて保険料を納付したのに申立期間が未加入とは考えられない。また、私は番号の異なる年金手帳を 2 冊持っていたが、うち 1 冊が市役所で回収され、職員からの説明も無いまま処分されてしまい不信感で一杯だ。

申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和 60 年 10 月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行ったこと、及び番号の異なる 2 冊の年金手帳を所持していたことを述べているところ、61 年 10 月 22 日、同年 4 月から申立人が国民年金第 3 号被保険者資格を取得したとする処理が行われた際に申立人に払い出された国民年金手帳記号番号のほか、60 年 10 月 25 日にも申立人に対して別の同記号番号が払い出されていたことが確認でき、申立人は、同年同月同日に払い出された同記号番号により、一旦 20 歳到達時までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得している。しかしながら、i) 申立人は 20 歳到達時には厚生年金保険被保険者であったことから、国民年金被保険者資格を取得することはできなかったこと、ii) 申立人が主張するように、会社退職後に自身で加入手続を行ったのであれば、それまでの厚生年金保険被保険者期間に重複して国民年金被保険者資格を取得することは考え難いこと、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿に、60 年 10 月 25 日に払い出された国民年金手帳記号番号は職権により払い出された旨の記載があることから、申立人は、会社退職後に国民年金加入手続を行ったとは推認し難い。

また、申立人に対して、昭和 60 年 10 月 25 日に払い出された国民年金手帳記号番号は、同年同月 29 日の取消処理により無効とされており、これは、申立人が同年同月 15 日には既に上記国民年金手帳記号番号の払出しを受けた市から他市に転出していたことにより行われた処理と推認できることから、同記号番号により国民年金保険料の納付が行われたことも考え難い。

さらに、申立人が申立期間当時、国民年金に任意加入していたとすると、当時の事務処理上、昭和 61 年 1 月末までに「国民年金任意加入被保険者現況届書」を提出することにより第 3 号被保険者となり、同年 5 月には国民年金第 3 号被保険者該当通知書が送付されていたと考えられるが、オンライン記録上、申立人の第 3 号被保険者該当（昭和 61 年 4 月）に係る事務処理は、申立人の所持する年金手帳から確認できる同年 9 月 26 日の届出に基づき、上記のとおり、同年 10 月 22 日になってから行われたものとみられ、申立人が申立期間当時、国民年金の任意加入被保険者であったことも推認し難い。

加えて、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付したと述べているが、納付時期、納付金額等の記憶は無く、納付先も金融機関なのか市役所なのか明確でない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1303

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年7月まで

私は、平成2年11月に退職後、国民健康保険に加入する必要があったため、区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行い、保険料は3年1月に実家に戻った後、母の知り合いの人が督促に来たため、同年7月ごろ、母にお金を借りて役場内の金融機関でまとめて納付したはずである。このため、申立期間の保険料が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年11月に退職後、国民健康保険に加入する必要があったため、区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を同時に行ったと主張しているところ、申立期間当初居住していた区において、申立人が国民年金及び国民健康保険に加入した記録は無い。

また、申立人は平成3年1月に実家のある町に転入した際にも住民票の異動の手続と同時に国民年金に係る手続を行ったと主張しているところ、同町には、同年同月に申立人が転入した記録はあるが、国民年金及び国民健康保険に加入した記録は無く、いずれも9年12月からの加入となっており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、平成3年7月ごろ、その母から10万円ぐらい借りて、町役場内の金融機関で納付したと述べているが、申立人の述べる納付額は、オンライン記録上、申立人が10年11月5日に納付したとされる同年4月から同年11月までの保険料額(10万6,400円)に近似している上、申立人は、保険料をまとめて納付したのは1回だけであるとしていることから、申立人は10年11月に行った保険料納付に係る

記憶を、申立期間に係る保険料納付の記憶として混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人は、申立期間に係る保険料を納付するに至った経緯について、申立人の母の知人が保険料納付の督促に来たと述べているが、その母は、その人物についての記憶は明確ではない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことがわかる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月5日から34年10月6日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年10月6日の前後約2年以内に資格を喪失した被保険者期間を2年以上有する女性は23名確認でき、資格喪失後6か月以内に転職し他の事業所で厚生年金保険に加入していた4名を除く19名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、16名に脱退手当金支給記録があり、そのうちの15名について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年12月17日に支給決定されているほ

か、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで
(A 事業所)
② 昭和 60 年 8 月 21 日から同年 12 月 21 日まで
(B 事業所)
③ 昭和 60 年 12 月 21 日から 61 年 1 月 21 日まで
(C 事業所)

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間①、②及び③について標準報酬月額が直前の期間と比較してそれぞれ 10 万円程低い金額になっていることがわかった。

急に給与の額が減って苦しい思いをした記憶が無いのに、標準報酬月額が急に 10 万円も下がるのはおかしいので、申立期間①、②及び③の標準報酬月額を給与に見合う適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「オンライン記録より 10 万円程高い金額の給与が支給されていた。」と主張しているが、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額を確認できる資料は見当たらない。

また、D 事業所（A 事業所の名称変更後の事業所）に申立人の申立期間①における標準報酬月額について照会したところ、「当時の書類が無いので、標準報酬月額が下がっている理由等についての確認ができない。」と回答している。

さらに、申立期間①について、A 事業所に係るオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

申立期間②について、申立人は、「オンライン記録より 10 万円程高い金額の給与が支給されていた。」と主張しているが、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額を確認できる資料は見当たらない。

また、E事業所（B事業所の承継事業所）が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の控えにより、B事業所は、オンライン記録と同一の標準報酬月額で申立期間②の届出を行ったことが確認できる。

さらに、申立期間②について、B事業所に係るオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

申立期間③について、申立人は、「オンライン記録より 10 万円程高い金額の給与が支給されていた。」と主張しているが、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額を確認できる資料は見当たらない。

また、E事業所（C事業所の名称変更後の事業所）が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の控えにより、C事業所は、オンライン記録と同一の標準報酬月額で申立期間③の届出を行ったことが確認できる。

さらに、申立期間③について、C事業所に係るオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1424 (事案 526 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 21 日から 39 年 4 月 1 日まで
申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、私本人が脱退手当金をもらった覚えが無いので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年6月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然であることから、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「私本人が脱退手当金をもらった覚えが無い。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 5 月 11 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所には勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人は当該事業所で昭和 34 年 11 月 1 日に被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、A事業所は、申立期間中、申立人を雇用していないと回答をしており、当該事業所が保管していた昭和 35 年 5 月の出勤簿をみると、同年 5 月 11 日から押印されていることが確認できるほか、当該事業所が保管していた同年分の所得税源泉徴収簿をみると、同年 1 月から同年 4 月までの「支給月日」、「総支給金額」等が空欄になっていることが確認できることから、申立人は同年 5 月 11 日から再度当該事業所で勤務を開始したことがうかがわれる。

さらに、A事業所の窓口である社会保険労務士事務所は、「A事業所では、製造工程が機械化される平成の途中までは、春から秋にかけての繁忙期には人を雇い、冬から春先までの閑散期には雇用を解く風習があり、これに伴い社会保険の得喪手続を行っていた。」と証言しており、申立人と同じように冬から春先までは被保険者の期間がない複数の元被保険者がオンライン記録より確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。